明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（三八六）　二
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（三八七）　三
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（三八八）　四

〔省　令〕

○国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（**財務**七〇）　六
○エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**八七）

〔告　示〕

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に規定する内閣総理大臣が定めるものを定める件（**内閣府**一三九）
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条の規定に基づき、認定仮名加工医療情報作成事業者を認定した件（**内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業**一～三）
○二千六年の海上の労働に関する条約の一部の改正に関する件（**外務**四一〇）
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和六年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（**財務**三一八）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**二三〇五）
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**同**二三〇六）
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（**経済産業**二〇〇）　七
○令和六年度以降の五年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（**同**二〇一）　八
○都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（**国土交通**一三六七）　八
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（**同**一三六八）　九
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（**同**一三六九）　九
○道路に関する件（**中部地方整備局**一〇四）　一〇〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**一一八）　一〇〇
○道路に関する件（**北海道開発局**九七）　一〇一

〔官庁報告〕

官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇一
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一〇二
国家試験
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一〇三

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第三八六号）（内閣府本府）

1　官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、大臣官房総務課の所掌事務から「法令全書」を削除することとした。（本則関係）

2　この政令は、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（政令第三八七号）（文部科学省）

1　都道府県教員算定基礎定数等の算定方法の見直し

教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度額の算定に用いる都道府県教員算定基礎定数等の算定方法について育児休業等をしている教職員の業務を代替する教職員の人数をより適切に反映できるようにすることとした。（第一条関係）

2　施行期日等

㈠　この政令による改正後の義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の規定は、令和七年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、令和六年度以前の年度に係る経費につき令和七年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。